

# 日明関係における「勘合」

——とくにその形状について——

## はじめに

勘合は割り印を押した証明書で、中国の明清時代に広く使われていた公文書の一つである。

洪武一六年（一三八三）、明朝政府は外交使節の往来を管理するために、国内でこれまで広く使用されていた勘合を国家間の往来に適用させ、まず暹羅（タイ）に勘合を交付した。『大明会典』によれば、勘合を交付された国々は以下の通りである。<sup>①</sup>

暹羅 日本 占城 爪哇 滿刺加 真臘 蘇祿国東王 古麻  
刺 蘇祿国西王 蘇祿国峒王 柯支 渤泥 錫蘭山 古里  
蘇門答刺

永楽二年（応永二十一年・一四〇四）、日本にはじめて交付されたのは、永楽勘合であった。その後、宣徳、景泰、成化、弘治、

## 伍 躍

正徳の勘合を交付された。当時、勘合と底簿の配置状況は次の通りである。

勘合 本字一〇〇道（礼部） 日字一〇〇道（室町幕府）

底簿 本字二扇（礼部一、室町幕府一）

日字二扇（礼部一、浙江布政司一）

日本船は渡航する際に本字勘合を持参し、浙江と北京で底簿との照合検査を受ける。使用済みの勘合は、検査が終わると明朝政府に回収される。新しい勘合の発行は、皇帝がかかることに行われて、その際に未使用の勘合を明朝政府に返納しなければならぬ。このため、原則として、勘合の実物が日本に残っていない、と考えられる。

当時の国際関係史のなかできわめて重要な勘合問題について、中国の学界ではあまり研究されてこなかったのに対し、日本の学

界では勘合制度についての研究は盛んに行われた。<sup>②</sup> そのなかで学者から注目を浴びてきた問題として、勘合の形状についての問題がある。

「勘合」の形状に対し、昔からさまざまな臆測があった。たとえば、「貞丈雜記」、「貞丈雜記」、「武家名目抄」などでは、勘合は印鑑と誤認され、勘合は明朝政府より室町幕府に交付された印鑑の半分で、勘合貿易船は出航するに際し、幕府は勘合印を捺印した渡航免許状を交付する、としている。<sup>③</sup> 萩生徂徠は、「勘合は半印勘合とてわり印の文書なり」、つまり勘合は文書である、と正確に指摘している一方、「半印」に対する説明にはいささかの誤解があったと思われる。<sup>④</sup>

本稿では、まず勘合形状の研究史を概観し、問題点を指摘したうえで、本字勘合の形状についてさらに検証したい。

① 『万曆大明会典』、卷一〇八、礼部、朝貢四、(台北、文海出版社、一九六四年、第三冊、第一六二頁)。

② 中国大陸側の研究について、左書譚「明代勘合制論」(『求是學刊』、一九九一年第三期)と羅東陽「勘合制度与明代中央集権」(『東北師大學報(哲学社会科学版)』、一九九七年第一期)を挙げることができるが、対外通交の勘合問題はあまり触れなていなかった。

日本では、明治時代以後、勘合制度に触れている日本史の概説書や研究書は枚挙にたえないほど多いので、説明を省きたい。しかし、日明間の勘合を含む当時の勘合制度の全体像について、まだ十分に明ら

かにされていない。

③ 『貞丈雜記』(『東洋文庫』第四五〇冊、東京、平凡社、一九八五年)、卷九、書札の部、勘合の事、第五九頁。『武家名目抄』(『故実叢書』、東京、明治図書出版株式会社、一九五四年)、第五、文書部四下、第三〇二—三〇三頁。

④ 萩生徂徠「明律国字解」、東京、創元社、一九八九年、第七七一頁。萩生徂徠は、「讓字号」を例として、「讓字をわり印にしたるものなり」、としている。字号の付け方について、本稿の五「字号の付け方」を参考すれば幸いである。

## 一、勘合形状研究小史

勘合形状についての研究は、栢原昌三氏からはじまった。一九二〇年、彼は、「日明勘合の組織と使用」を発表し、日明間の勘合制度の成立、制度の運営、勘合の形状などについて論じている。この論文のなかで、彼は『戊子人明記』に記載している「勘合料紙印形」と題する「本字壹号」のもの、つまり「表面に字号を半印せる長方形の紙券」は、勘合である、と指摘している。彼の見解を整理すると、以下のようになる。

まず、勘合は縦二尺八寸、横一尺三寸の長方形の紙券である。第二に、浙江布政司及び北京礼部に備置する本字号勘合底簿と照合するために、勘合の表面右側に本字壹号より本字百号に到る四字(「本字壹号」)の左半分が押印される。

第三に、使節の一行および進貢品の数量などを記録する文書は「別幅」といい、この「別幅」は正使の乗る第一号船が携帯する初号勘合の裏面に記載する。

一九三七年、小葉田淳氏は、『神戸市史』のなかで、栢原昌三氏の「表面に字号を半印せる長方形の紙券」という見解を紹介し賛成した。一九四一年に公表された『中世日支通交貿易史の研究』のなかでも、『神戸市史』の論述をほぼそのまま引用している。<sup>②</sup>

一九五一年、佐久間重男氏は、小葉田淳氏一九三七年の見解を引用した形で、事実上栢原昌三の見解をそのまま受け入れた。このほか、佐久間重男氏は、明代国内に使用される勘合の裏面には、公務出張者の姓名と公務出張の理由が明記されていた、と説明している。だが、彼のこの見解を裏付ける史料は、明示されなかった。<sup>③</sup>

一九六〇年、田中健夫氏は、雑誌『日本歴史』で「勘合符の形状」と題する論文を発表し、次の意見を提示されている。<sup>④</sup>

まず、勘合符の大きさについて、田中健夫氏は、栢原昌三氏が勘合箱の板の厚さを計算しなかった、と指摘し、勘合の大きさは縦二尺七寸、横一尺二寸である、と説明している。

第二に、勘合字号の半印について、田中健夫氏は二つの仮説を

提示されている。その一は、「本字壹号」という印文のある印を二尺七寸×二尺四寸の料紙の中央に押し、捺印の後その料紙を竪に中央で折半して左を勘合とし、右を底簿とする。その二は、「本字壹号」という印章を中央から折半して左右の二印を作製し、二尺七寸×一尺二寸の料紙二枚にそれぞれ押し、左印を押しただものを勘合とし、右印を押しただものを底簿とする。しかし、この二つの仮説について、氏自身は問題提起にとどめただけで、それ以上研究を進めることはなかった。

一九六三年、中村榮孝氏は、田中健夫氏による勘合の大きさの推定を評価する一方、半印について二つ仮説を否定している。中村榮孝氏は、勘合の印は「割り印」で、公文書などの原・案の両者を重ねて、合わせ目に押すものである、とした上で、勘合は朱印のなかに番号だけが一から百まで「墨書」されていたものである、と推定している。つまり、「本字壹号」の場合は、「本字号」は赤色の割り印で、「壹」は墨書である。中村榮孝氏のこの見解は、学界においてほぼ異論なしに受け入れられた。<sup>⑤⑥</sup>

一九八五年、田中健夫氏は、「勘合」の称呼と形態」を発表し、勘合の作成方法について独自の見解を示している。この論文のなかで、田中健夫氏は、鄭樑生氏が示されている「勘合の雛形」を批判し、勘合には左右とも同形の印影が二つある、とはじめて指

摘している。<sup>⑦</sup>

一九九五年、石井正敏氏は、「善隣国宝記」の注釈のなかで、「別幅」について、「文書の正本に対する附属文書の意。進上品の名称や数量を詳記する」や「別紙の贈答品目録」と説明し、裏付けの史料を挙げていないものの、「別幅」は勘合の裏書きではないことを示している。<sup>⑧</sup>

以上、一九二〇年以來八十年の間、勘合形状についての研究状況を概述した。これによって、勘合形状についての認識の現状は、おおよそ以下のようなものであると言つてよい。

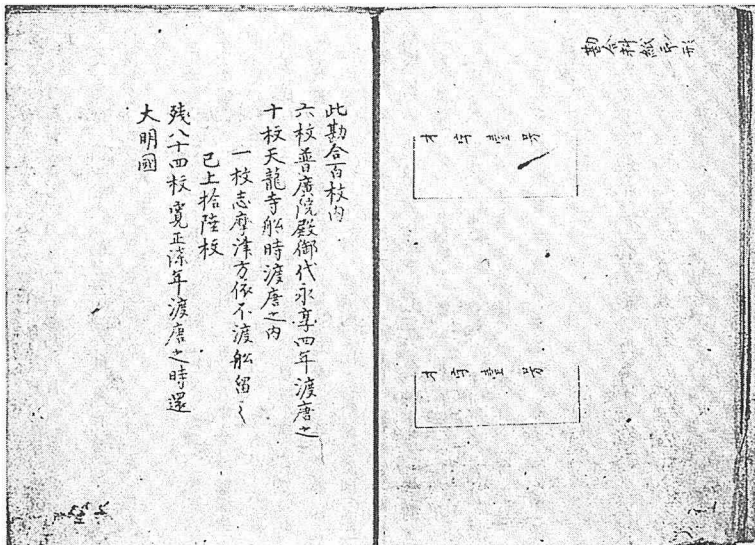
まず、勘合の大きさ。田中健夫氏は栢原昌三氏の見解を訂正し、縦一尺二寸(三六cm)×横二尺七寸(八二cm)の紙片である、と指摘している。

第二に、勘合の半印と字号。中村榮孝氏の見解が「最も説得力のあるように思われる」(田中健夫氏)として、学界で認められている。つまり、「本字 号」朱印のなかに番号だけが壹から百まで「墨書」されていたものが二つある。

第三に、「別幅」のこと。栢原昌三氏による「別幅」は勘合の裏書である、という見解が継承されている一方、別紙の贈答品目録である、という石井正敏氏の見解も存在している。

なお、勘合の形状を説明するための史料は、例外なく京都天竜

図1 『戊子入明記』の「勘合料紙印形」



田中健夫「『勘合』の称呼と形態」, 『歴史と地理』, 第361号, 日本史の研究, 130, 1985年9月

寺妙智院所蔵『戊子入明記』の「勘合料紙印形」である。中村榮孝氏も田中健夫氏も、この史料を勘合の形を推定する唯一のよりどころとして重視している。現在、『戊子入明記』に掲載される「本字壹号」のものは、学界のみならず、文部省の検定を受けた中学校や高校の歴史教科書でも勘合として認められている<sup>⑦</sup>。さらには、この「本字壹号」の写真は、勘合そのものとして、高校の世界史資料、国立博物館のホームページに掲載されている<sup>⑧</sup>。

勘合は明朝政府が作成し発行したものである以上、中国の文書制度に基づいて勘合形状の問題を考える必要がある。以下では、中国の文書制度に基づいて、この『戊子入明記』所載の「本字壹号」の文書は本当に勘合であるか、といった問題に対し、私見を述べることにしたい。

- ① 栢原昌三「日明勘合の組織と使行」、『史学雑誌』、第三二編第九号、第六〇～一〇三頁。
- ② 『神戸市史』、神戸、神戸市役所、一九三七年、第二輯別録一、中世の兵庫と外国関係、第一六九～一七九頁。小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』、東京、刀江書房、一九六九年復刻、第三五五～三六五頁。
- ③ 佐久間重男「日明関係史の研究」、東京、吉川弘文館、一九九二年、第四～六頁。
- ④ 田中健夫「勘合符の形状」、『日本歴史』、第一四九号、一九六〇年一月、第七五～七八頁。

⑤ 中村榮孝「書評・田中健夫著『倭寇と勘合貿易』」、『日本歴史』、第一六三号、一九六三年一月、第一三六～一三八頁。中村榮孝「日鮮関係史の研究・上」、東京、吉川弘文館、一九六五年、第一八一～一八八頁。

⑥ たとえば、田中健夫「勘合符・勘合印・勘合貿易」、田中健夫「対外関係と文化交流」、京都、思文閣出版、一九九一年、第七七～一〇五頁。

⑦ 田中健夫「勘合」の称呼と形態」、『歴史と地理』、第三六一号、日本史の研究、一三〇、山川出版社、一九八五年九月。鄭樑生・日明関係史の研究』、東京、雄山閣、一九九五年、第五八～六五頁。なお、林呈蓉氏は論文を発表し、鄭樑生氏の旧見解を補足している。林呈蓉「明代勘合之形状與製法」、『華岡文学報』、第二卷、一九九七年。

⑧ 田中健夫「訳注日本史料・善隣国宝記・新訂統善隣国宝記」、東京、集英社、一九九五年、第二六一、一四五頁。近年、橋本雄氏は、勘合制度について、独自の見解を示している。橋本雄「日明勘合再考」、『史学雑誌』、第一〇七編第一二號、一九九八年二月、第一〇三頁。

⑨ 「中学校・歴史」、東京、清水書院、一九九八年、第八七頁。

⑩ 「日本史図説」、東京、東京書籍、一九九九年、第六二頁。  
[www.kyohaku.go.jp/mus-dict/hd09j.htm](http://www.kyohaku.go.jp/mus-dict/hd09j.htm) (二〇〇〇年一〇月一日確認)。

## 二、三つの問題点

その「本字壹号」のものが勘合であれば、中国伝統の文書制度と照合して、次の問題が出てくる。

- 1、官印のないことである。

中国伝統の文書制度によれば、ある官庁がほかの官庁あてに発行した文書には、文書発行官庁の官印をおさなければならぬ。

そうした文書には、作成した文書には効力がない。したがって、文書に官印を押すのは、文書行政と呼ばれる中国の伝統的な行政制度の特徴である。一例を挙げよう。唐代の中国を旅行した僧侶最澄と圓珍は、通行証明書だった「公驗」や「過所」などを受領した。それらの文書に、「台州之印」、「越州都督府印」など発行官庁の官印が押されている。<sup>①</sup>

明清時代では、文書の種類によって、官印の捺印位置が決められているが、発行年月のうえに官印を押すのが一般的である。<sup>②</sup> 外交文書の場合でも同じである。たとえば、永楽五年（応永一四年・一四〇七）、遣明使堅中圭密が永楽帝の勅書をたずさえて帰国した。勅書の発行年月の上に中国皇帝が臣下に文書を交付するときに使用する「広運之宝」という印が押されている。<sup>③</sup> 日本側が「日本国王」の名義で明朝皇帝あての表文と礼部あての咨文にも、例外なく印を押している。一例として、文明七年（成化一一年・一四七五）八月二十日付けの礼部あての咨文を挙げよう。この咨文の発行年月のところに、「日本国王印」が押されている。<sup>④</sup>

なお、勘合に官印を押すことについて、朝鮮史料『経国大典』に「勘合式」の説明がある。<sup>⑤</sup>

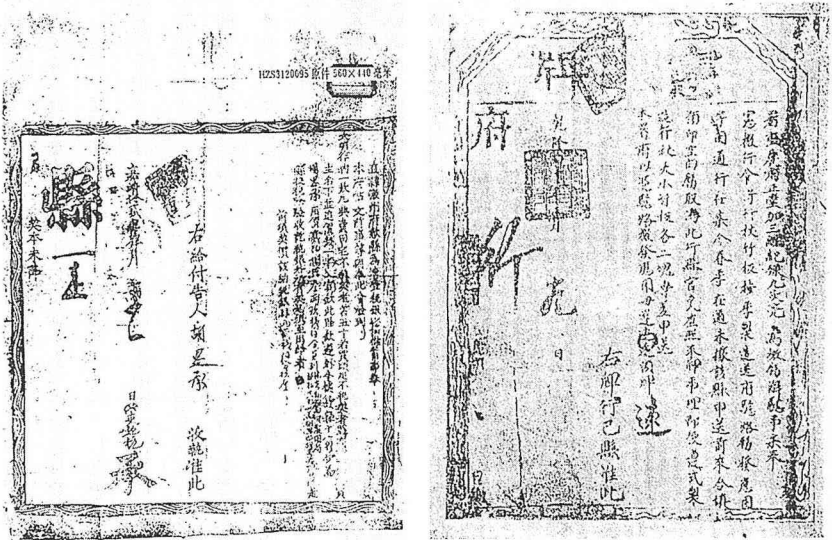
凡千錢糧、發兵、發馬、檢屍、大辟等移文、摺附元簿面、交際処書填経印、分爲半行、以憑後考。

つまり、税金、軍隊の移動、検死、処刑などのために勘合文書を発行するとき、「経印」、つまり印を押さなければならぬ、とされている。これによれば、朝鮮王朝の勘合制度では、印の使用が決められていることがわかるが、朝鮮王朝に大きな影響を与えた明朝の場合でも、勘合に官印を押すのが当然のことといえよう。勘合は、通交双方の使者の身分を互いに証明する重要な外交文書であるから、それを作製する明朝礼部の官印がそれに押されていないとは、とうてい考えられない。紙の上に「本字号」を書くだけならば、（あるいは中村栄孝氏が指摘されているように「朱印」が押されれば）、その紙が重要な外交文書の「勘合」になるはずがない。したがって、勘合を発行するにあたって、明朝の外交を担当する礼部が、発行する年月の上に「押印」、つまり礼部の印を押さなければならぬ、と考えられる。<sup>⑥</sup> よって、以下の結論が生まれる。

2、半分になっている「本字壹号」（日字〇号も同じ）で示されるのは、あくまでも勘合の上に付けられている番号、つまり「字号」で、勘合そのものではない。

番号の役割は、現代の免許書や保険証の番号と同じように、単

図2 明清時代の公文書と半印字号



① 嘉靖一二年歙县胡思承買産稅証(徽州千年契約文書・宋元明編)第二卷, 第76頁。)

② 乾隆四〇年重慶府牌文(『清代文書網要』, 口絵。)

なる連番を示すもので、証明書そのものではない。身分を証明するにあたって、番号を告げただけで済むことができないので、証明書そのものを提示しなければならない。実は、中国の伝統的な文字番号は、文書の連番を示すより、官印と一緒に使用することによって、文書の偽造を防ぐ役割が大きかった。つまり、その番号をつけるに当たって、文書と底簿との両方にかかるように、番号を草書体や行書体で手書きして、その手書きした番号の上から発行官庁の官印を押すのが原則である。(図2)

もし勘合に「本字壹号」としか書いていないのであれば、新旧勘合の区別ができなくなると、皇帝が変わることに行われる新勘合の発行と旧勘合の返納をする必要もなくなるではないか。未使用の勘合をそのまま使うことができ、遣明使が古い勘合を携行して明朝側に返納する必要もなくなってしまう。しかし、勘合の発行や交換は規定どおりに行われていて、新旧勘合の区別も明確にしている。たとえば、永享六年(宣徳九年・一四三四)八月三日付けの明朝礼部あての日本側の咨文に明記されている返納物の一つには、「永楽年号本字勘合」があった。<sup>⑦</sup>『蔭涼軒日録』のなかにも、「景泰勘合」と「成化勘合」と、はっきりと区別した記録がある。<sup>⑧</sup>嘉靖十九年(天文九年・一四五〇)二月、湖心碩鼎を正使とし、策彦周良を副使とする遣明使は、新勘合の発行を明朝側

に要請した。この要請に対し、明朝側は、旧勘合をすべて返納してから、新勘合を発行する、と回答した<sup>⑨</sup>。以上で見られるように、「本字壹号」とは、勘合文書の上に記している勘合の字号にすぎず、勘合そのものではない。新旧勘合の区別について、これ以上言及しないが、少なくとも勘合文書に発行当時の年号が記されているに違いない。

### 3、「別幅」は勘合の裏書きではない。

栢原昌三氏は、勘合に記入すべき公務の内容は「別幅」であり、その「別幅」は勘合の裏面に書いている裏書きである、と考えている。その理由について、栢原昌三氏は、勘合は「批文勘合」ともいい、批文は裏書きの意味であるから、記入すべき内容を勘合の裏面に記入するのである、と説明している。小葉田淳氏、佐久間重男氏、田中健夫氏はみな賛成の意を示している。これについて、三点にわけて説明したい。

(1) 栢原昌三氏は、自分の見解を証明するために、明朝礼部の咨文を挙げている。それは、宣徳八年(永享五年・一四三三)六月付けのものである。勘合の内容を判断するにあたって、これはきわめて重要な史料であるので、もう一度引用させていただきたい<sup>⑩</sup>。

行在礼部為関防事。該

欽依照例、編置日本国勘合。查得洪武十六年間、欽奉

太祖皇帝聖旨、南海諸蕃國、地方遠近不等、每年多有番船往

来、進貢及做買賣的人多有假名託姓、事甚不実、難以稽考、

致使外国不能尽其誠款、又怕有去的人詐称朝廷差使、到那

裏生事、需索擾害他不便。恁礼部家置立半印勘合文簿、但

是朝廷差去的人及他那裏差的、都要将文書对比硃墨字号、

相同方可聽信。若对比不同、或是無文書的、便是假的、都

察将来。欽此。除欽遵外、今置日字一号至一百号勘合一

道、底簿二扇、本字一号至一百号勘合一

道、底簿二扇、本字一号至一百号勘合一

道、底簿二扇、本字一号至一百号勘合一

道、底簿二扇、本字一号至一百号勘合一

勘合並日字号底簿一扇、差人齎赴日本国收受、将本字号底

簿一扇、發福建布政司收貯、今後但有進

貢及一応客商賣来者、須於本國開填勘合、内開寫進

貢方物件数、本國並差来人附搭物件、及客商物貨乘坐海船幾

隻、船上人口数目、逐一於勘合上開寫明白、若朝廷差使臣

到本國、須要对比硃墨字号、相同方可遵行。使臣回還本國、

如有贈送物件、亦須於勘合内逐一報来、庶知遠方礼意。如

無勘合、及对比不同者、即係詐偽、将本人解送、赴京施行。

今將日字号底簿一扇、本字号勘合一

百道、發去日本国收受、



右置訖。

宣徳捌年陸月 日<sup>②</sup>

この礼部咨文は、まず勘合を編置する根拠、つまり聖旨の全文を引用し、勘合の編置状況と数量を説明し、使用に關する規定や罰則を明確にした上で、この咨文を發行する具体的目的、すなわち日字勘合底簿と本字勘合の交付を説明している。この咨文を見るかぎり、進貢方物件数、政府間貿易の商品や数量、客商の貨物、使節や客商の人数、同行船の隻数及び人員の総数などを所定用紙（勘合）の指定されるところに記入（「填」）すべし、とされている。勘合の裏面に記入するといったことが書かれていない。<sup>⑩</sup>

小葉田淳氏は、咨文中の「開填」とは、勘合の裏面に關係事項を記入することである、と説明している。<sup>⑪</sup>しかし、ここでの「開」は、「逐一」、「項目別」の意味で、「開填」とは、項目別に記入することで、文書の裏面に關係事項を記入することではない。<sup>⑫</sup>

(2) 栢原昌三氏は、「勘合裏面別幅」の实例として、永享六年（宣徳九年・一四三四）八月三日の明朝礼部あての日本側の咨文を挙げている。その咨文は次の通りである。<sup>⑬</sup>

日本国、今填本字壹号勘合壹道、為謝

恩事。宣徳八年六月初十日、准礼部日字壹号勘合咨文、該

欽差内官雷春等、齋捧

誥命並給賜等物、勘合底簿。欽遵逐壹照数領収外、今差正使

謝恩表並進貢方物開坐於後。須至咨者。

今開

壹 謝

恩表文壹通、齋繳永樂年号本字勘合伍拾柒通、同日字勘合壹

百通底簿壹扇

壹、貢献方物

馬二十四 撒金鞞柄太刀二把 硫黄壹萬斤 馬腦大小二〇塊

金屏風參副 鎗壹百柄 黒漆鞞柄太刀壹百把 長刀壹百柄

鎧壹領 硯壹面並匣 扇壹百把

壹 差去正使壹員

右咨

礼部

宣徳九年八月二十三日

咨

通常、遣明使が渡航する際に、携行すべき文書類のものは、①日本国王から明朝皇帝あての表文、②日本国王から明朝礼部あての咨文、③明朝側が発行した使節の身分を証明する勘合、少なくとも三種類ある。先に引用した咨文は、②の日本国王から明朝礼

部あての咨文にあたる。この咨文は、使節の派遣にあたって、本字番号勘合を使用することと勘合に関係事項を記入したことを礼部に報告するものである。つまり使節が携行する①謝恩の表文、②返納すべき永樂年間に交付された本字勘合及び日字勘合底簿、③貢献方物、④及び正使一名などを記している。しかし、咨文の文面から、上述した関係事項を勘合の裏面に記入したことは読みとることができない。咨文の中にある「開坐於後」の「後」は、用紙の裏を指すものではなく、「このあと」を意味するものである。

(3) 批文は裏書きである、という栢原昌三氏の見解は、批文に対する誤解によるものである。批文とは、部下の上申に対する上司の命令や指示である。批文は、上申内容のあとに続いて書かれており、上申書の裏に書くことはしない。<sup>⑥</sup> 中国伝統の文書制度からいうと、行政文書の裏面は原則として使用することが禁じられている。唐代の通行証明書だった「公驗」や「過所」から現代の人事辞令まで、文書の裏面を使用しないことは同じである。したがって、勘合は重要な外交文書であるので、その裏面を使用することはまずないと考えてよい。

以上、中国伝統の文書制度の一般規定から、これまで学界における勘合形状に対する認識の問題点を指摘した。以下では、勘合

の形状を検証したいが、明代の勘合は現存しないという現状のなかで、まず明代勘合制度の前身である宋代や元代の海外貿易管理制度を説明したい。

- ① 礪波護「唐代の過所と公驗」、『中国中世の文物』、京都、京都大学人文科学研究所、一九九三年、第六六一―七二〇頁。
- ② 拙稿「官印与文書行政」、一九九八年國際漢学學術討論會論文集、合肥、安徽大学出版社、二〇〇〇年、第三三一―三五八頁。
- ③ 「日本全史」、東京、講談社、一九九一年、第三二九頁。
- ④ 田中健夫「訳注日本史料・善隣国宝記・新訂続善隣国宝記」、第二〇〇頁。
- ⑤ 「経国大典」(朝鮮王朝法典叢書)、ソウル、亜細亜文化社、一九八三年、礼典、勘合式、第三二六―三二七頁。
- ⑥ 「(正徳)大明会典」(東京、汲古書院、一九八九年)、卷一〇四、礼部、行移、第二冊、第四一八頁。明代の法律によれば、捺印を漏れることが発覚された場合、関係者全員は「杖刑六十」に処せられる、と決められている。
- ⑦ 田中健夫「訳注日本史料・善隣国宝記・新訂続善隣国宝記」、第二一八―二二〇頁。
- ⑧ 「蔭涼軒日録」。湯谷稔「日明勘合貿易史料」、東京、国書刊行会、一九七三年、第二九六頁より。
- ⑨ 「明世宗実録」、嘉靖一九年二月丙戌。同じような記録は、同書、嘉靖二八年六月丙寅にもある。
- ⑩ 栢原昌三「日明勘合の組織と使行」、『史学雑誌』、第三一編第九号、第六〇―一〇三頁。小葉田淳「中世日支通交貿易史の研究」、第三五五―三六五頁。佐久間重男「日明関係史の研究」、四―六頁。田中健夫「勘合符・勘合印・勘合貿易」、第七七―一〇五頁。

⑪ 『戊子入明記』。湯谷稔『日明勘合貿易史料』、第二〇六―二〇七頁より。

⑫ 栢原昌三氏、小葉田淳氏、鄭樸生氏は、この史料を「礼部制書」と呼んでいる。田中健夫氏は、明の礼部と日本国王とは対等同志者であるので、そのあいだの公文書として咨文の称呼の方が適当である、と指摘している（田中健夫「勘合符・勘合印・勘合貿易」、注①）。

明代の文書制度によれば、「制書」とは皇帝の命令であるので、礼部が「制書」の名義で自分の文書を発布するのが、制度上の許されない違法行為にあたる（「大明律」、卷一、制書有違）。

⑬ 明朝刑部の専門用語に「類填勘合」がある。これは地域別や案件別にして、関係事項を勘合に記入することである。【正徳 大明会典】、卷一四五、刑部二〇、類填勘合、第三冊、第二五四頁。

⑭ 『神戸市史』、第二輯、第一六九―一七九頁。小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』、第三六一頁。

⑮ 田中健夫「訳注日本史料・善隣国宝記・新訂続善隣国宝記」、第一一八―二二〇頁。この咨文の外に、栢原昌三氏は、『策彦和尚初渡集』のなかに収録されている浙江省船提挙司通事（通訳）周文衡の呈文を証拠の二として挙げられている。その呈文の内容によれば、「別幅」は勘合の裏書きであることは、まったく書いていないことがわかる。

⑯ 徐望之「公牘通論」、京都、中文出版社、一九七九年、第六七―七二頁。なお、滋賀秀三「清代中国の法と裁判」、東京、創文社、一九八四年、第一五四頁を参考。

⑰ 礪波護「唐代の過所と公験」、第六六一―七二〇頁。

### 三、明代勘合の形状について

#### I 明代勘合の前身——宋元時代の「公憑」と「公験」

北宋時代の元祐五年（寛治四年・一〇九〇）、海外貿易の管理制度として、「文憑」が導入されることになった。<sup>①</sup>

五年、刑部言、賈人由海道往外蕃、請令以買物名数並所詣之地、報所在州召保、毋得參帶兵器、或違禁及可造兵器物。官給文憑。

つまり、商人は外国に出かける前に、商品や行き先を地方官に届け出る、及び保証人を立てることが義務付けられる。兵器の製造や携行は禁じられる。地方官から交付される「文憑」を受け取ってから、はじめて海外に渡航することができる。ここでの「文憑」とは、『朝野群載』卷二〇の「太宰府附異国大宋国商客事」に所載されている北宋崇寧四年（長治二年・一一〇五）の「公憑」のことに違いない。<sup>②</sup>この「公憑」は、日本と高麗への海外渡航を管理する提挙両浙路市舶司が、泉州商人李充に交付するものである。「公憑」はかなり長いものであるので、全文は引用しがたい。そのなかに、船一隻、李充を含む一行六八人の姓名、貨物の種類と数量、自衛用武器の名称や件数、保証人の姓名、および罰則などがごとく記録している。よって、この「公憑」は、

勘合制度の由来を理解するにあたってきわめて重要な史料である。

元代になっても、宋代の海外貿易制度は基本的に継承された。

至元三〇年(一二三九)、旧南宋の市舶司官僚が参与して、「市舶則法」一二条が制定された。延祐二年(一二三四)、「市舶則法」二二条が改めて公布された。<sup>③</sup>北宋時代の海外貿易管理制度と比べれば、元代海外貿易管理制度の最大の特徴は、南宋時代の制度を継承した結果として、「半印勘合文簿」と「字号」が導入されたことである。<sup>④</sup>

「市舶則法」の第七条によれば、渡航する前に、船商は渡航許可証である「公驗」(大船用)、「公憑」(柴水小船用)の発給を「行中書省」に申請する。行中書省は「公驗」や「公憑」の発給に際して、「半印勘合文簿」を作って、そのうえに「字号」を記録する。ここでの「字号」は、おそらく「公驗」と「公憑」の番号にあたる。当時使用されていた「公驗」や「公憑」の形式については、史料の制限によって詳しく説明することができないが、おそらく宋代の「公憑」とはほぼ変わらないと考える。

洪武一五年(一三八二)、明朝は国内で勘合制度を実施したが、翌一六年(一三八三)、明朝礼部は太祖朱元璋の聖旨を受け、前代の制度を参考して、勘合制度を外交使節の管理にも適用させた。この制度の中心は以下の通りである。<sup>⑤</sup>

今後但有進貢及一応客商賣買來者、須於本國開填勘合、内開寫進貢方物件數、本國並差來人附搭物件、及客商物貨乘坐海船幾隻、船上人口數目、逐一於勘合上開寫明白、若朝廷差使臣到本國、須要對比硃墨字号、相同方可遵行。

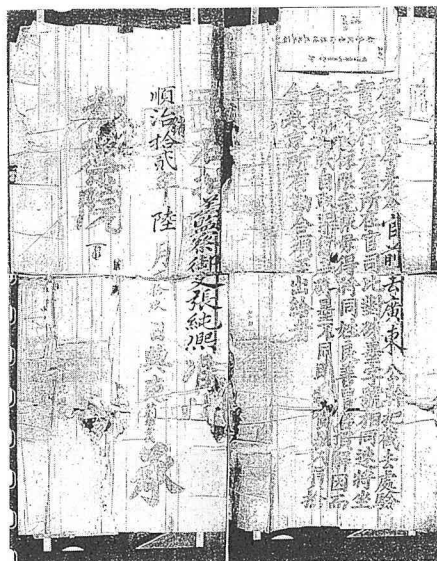
これによって、進貢の使節や貿易の商人は、まず本國で所定様式にしたがって、進貢方物の件数、政府間貿易の貨物、客商の貨物、海船の隻数や渡航する人員総数などを勘合に記入する。渡航する際に、渡航先の所管官庁(たとえば、日本幕府や浙江布政司)は、勘合の「硃墨字号」の異同を照合する。したがって、勘合の使用は、宋代の「公憑」制度や元代の「半印勘合文簿」制度を継承し発展させたのである。

## Ⅱ 明代勘合の後継者——清代勘合の形状

次に、明代の勘合制度を理解するために、明代の行政制度や文書制度継承した清代の勘合様式を紹介したい。

清代の勘合は、官僚が赴任や出張の時に、身分の証明や駅通の利用許可として使用されるものである。官僚赴任の際に使用する勘合は、性格上においては外交使節の身分を証明する勘合に近いので、それを挙げたい。<sup>⑥</sup>(図3)

図3 北京中国第一歴史檔案館所蔵清代勘合



通字□：□号

都察院今差本官前去広東公幹、把截去処驗

実放行。若至所在官司、比対硃墨字号相同、速將坐

去事件依限完報。毋得將同姓良善冒名頂解、因而

動擾於民、自取罪愆。若硃墨不同、即將齎批人員擒

拿赴京。所有勘合、須至出給者。

一、為出巡事。差監察御史張純熙前去広東巡按

順治拾貳年陸月初壹日、都察院署承政事固山額真卓羅等具

奏外、今將本官齎批前去本省按察司、比号相同、照依節内事理施行。

完日徑自具

奏。仍呈本院知会。

封

空白

□字□：□号

□字□：□号

右批差監察御史張純熙准此

銷

順治拾

貳年陸月貳拾玖日典史缺劉繼芳代承

都察院 花押

限事完廻繳

この文書は、都察院が順治二年（一六五五）六月二十九日に、広東省への公務出張のために監察御史張純熙に発給したものである。「」の部分、事前に印刷されるところで、そのほかは文書を作成する際に手書きされたものである。ただ、日付の「貳拾玖」と返納を定める「限事完廻繳」は、朱筆で手書きされたもの

である。年号の横に手書きされた「銷」字は、文書の使用済を示すものである。なお、そのなかで「所有勘合、須至出給者」と書いているから、この文書は勘合と呼ばれるに違いない。この勘合については、以下の四点に注目したい。

### 1 勘合の構成。

この勘合は、事前に印刷された部分と交付する際に記入(「填」)する部分によつて構成される。印刷される部分は、勘合に関する一般的規定である。たとえば、「硃墨字号」の照合や職権濫用の禁止である。記入する部分は、この勘合の交付に関する具体的事項である。たとえば、所持者姓名、用務先、発行理由、発行の根拠(上奏)などである。

日付などを除いて、この勘合の記入する部分は二つある。

①「官前去広東」である。これは、所持者は本人であること、用務先は広東であることを示すものである。

②出張命令にあたる「批文」、つまり「一」から「知会」までの内容である。先にも紹介したが、批文とは部下の上申に対する上司の指示である。この勘合の場合は、順治二年六月一日、都察院署承政事固山額真卓羅は、公務のために監察御史張純熙を広東省に派遣することについて上奏した。その上奏が許可されたことをうけて、都察院は、順治二年六月二十九日付で張純熙に勘

合を交付した。その「一」と「一」のマークは、「以下空白」を示すための記しである。ここで重要なのは、「批文」は勘合の裏面に記入するものではなく、勘合の表面に記入することは明らかである。この勘合によれば、勘合は表面に字号しか書いていないものではなく、その裏面は使わなかったことがわかった。

### 2 「硃墨字号」。

この清代勘合には、三つの字号がある。マイクロフィルムを使って、そのうちの二つについては、「通字□：□号」の半分は確認できたが、それ以外の二つについては、「字」と「号」字の半分しか確認できなかった。だが、ここで強調したいのは、この三つの字号はいずれも墨書である。字号のうえに、さらに発行官庁にあたる都察院の官印(中央部の二つ)と関係官庁にあたる通政使司の官印(右上の二つ)が押されている。これが、いわゆる「硃墨字号」である。つまり「硃」とは官印のことで、「墨」とは字号のことである。「硃墨字号」といっても、朱書された文字は一つもない。これらの字号や官印は、すべて中央の部分から二つになって、勘合に残されているのは、字号と官印の左の部分である。その字号と官印の右半分は、おそらく「通字」などの三つの底簿にあるに違いない。ここでの官印は、勘合と勘合底簿の合わせ目に押されているので、中国風の表現でいえば、「騎縫印」、

つまり「割り印」のことである。したがって、『戊子入明記』の「勘合料紙印形」に示されている [ ] という形のものは、「本字 号」という印の枠を示すものではなく、字号の上に押されている礼部官印の枠を示すものである。それはちょうど本稿で、本来印章であるものを [ ] に表記せざるをえなかったのと同じである。

なお、『戊子入明記』所載の「勘合料紙印形」に示される官印の形は、一見して長方形に見えるが、本当は正方形のものである。明代の制度によれば、礼部の官印は、「方三寸二分」、つまり九・九五二cm四方である<sup>⑦</sup>。したがって、「勘合料紙印形」にイメージされる官印の形は、正確なものではない。

### 3 半印字号の個数

官員は出張先で、交付された勘合を関係官庁に提出し、関係官庁は、その勘合をもって、備えている勘合底簿と照合し、字号や官印をチェックする。これは、「比対硃墨字号」のことである。関係官庁にとつて、この検査は、勘合の所持者が本人であることを確認するための重要な手続きである。

この清代の勘合には、字号が三つある。このような勘合は、ほかにもある。たとえば、乾隆三四年（一七六九）五月付けの戸部差官赴任勘合には、二つの「戸貴山字号」と一つの「宝字玖百捌

号」が付けられている。なお、字号が二つまたは四つ付けられている勘合もある。たとえば、順治十年（一六五三）一〇月二七日付けの戸部差官赴任勘合には、「空字七四号」と「山字八号」、康熙三十一年（一六九二）二月一八日付けの戸部差官赴任勘合には、二つの「直字二十六号」が付けられている。順治九年（一六五二）一月一日付けの都察院公務出張勘合には、字号が四つ付けられている<sup>⑧</sup>。付けられた字号の個数は、その勘合をチェックすべき回数に合致するはずである。先に引用した清代勘合によれば、京師から広東に至るまで、その勘合を三回にわたってチェックを行う。広東までの三カ所は、「通字」などの勘合底簿をそれぞれ備えていて（その内の一冊は広東にある）、赴任の官員が提出された勘合の「硃墨字号」の左半分と勘合底簿の「硃墨字号」の右半分とそれぞれ照合し、その真否の確認を三回行ったと考えられる。

これと同じように、『戊子入明記』の「勘合料紙印形」が示されている二つの「本字壹号」の半印字号は、明朝の礼部と浙江布政司が二回にわたつて勘合をチェックする要請によつてつけられている、と考えられる。したがって、「勘合料紙印形」という史料の重要性は、勘合そのものの形状ではなく、当時日明間に使用された勘合文書に半印字号は二つある、ということが示されてい

るところにある。

#### 4 勘合の大きさ

この清代勘合の大きさは、マイクロフィルムを使って確認することができなかったが、その上に押される都察院官印の印影に基づいて推定すれば、かなり大きな文書であることがわかる。<sup>⑨</sup>なお、台湾所蔵の順治九年(一六五二)の都察院勘合を使って、その大きさを察知することができる。台湾所蔵の勘合は、縦一一・一五cm、横一〇七・五cmである。よって、この勘合の大きさは、台湾所蔵のそれとほとんど変わらないと考えられる。このほか、北京の中国第一歴史檔案館所蔵の戸部勘合のなかで、縦約八四cm、横約六〇cmのもの、と縦九〇cm×横六〇cmのものの存在を確認した。<sup>⑩</sup>いずれもかなり大きな文書で、その上に折り目もある。先に述べた宋代の「公憑」は、おそらくかなり大きな文書だと考えられるから、宋代と清代とのあいだにある明代の勘合文書も、かなり大きなものと思われる。

勘合に記入すべき内容から、勘合の大きさを推知することができる。清代勘合の場合、相当なスペースがなければ、批文の内容を抄録することができない。明朝の場合、よく引用される宣徳八年六月礼部咨文によれば、勘合に使節の姓名や人数、同行客商の姓名や人数、進貢品や携行する貨物の件数、同行船の隻数など

を明記しなくてはならないので、かなりのスペースがなければ、記入することができない。渡航者人数の具体例として、天文八年(嘉靖一八年・一五三九)の渡航者数を挙げることができる。この年、渡航した船が三隻あった。乗船者の状況は以下の通りである。<sup>⑪</sup>

一号船	官員一五、從商人一一五、水夫五八	計一八五名
二号船	五	九五
三号船	六	九〇
		三五
		一三一

このことから容易に想像がつくように、百数十名の乗船者の氏名を記録しただけでも、かなりのスペースが必要である。したがって、明代の勘合はこれまでの推定よりさらに大きなものであると考えている。<sup>⑫</sup>

清代の文書制度は、明代から継承されたものであるから、清代勘合を構成する上述の諸要素は、明代勘合の形状を究明するための重要な手がかりであるだろう。

① 『文獻通考』(台北、新興書局、一九六三年)、卷二〇、市糶考一、第考二〇一頁。『宋会要輯稿』(台北、世界書局、一九七七年)、第三三六七頁を参考。

② 『朝野群載』(『国史大系』、東京、吉川弘文館、一九九九年、第二九卷上、卷二〇、大宰府附異国大宋国商客事、第四五二―四五五頁。

③ 『通制条格』、杭州、浙江古籍出版社、一九八六年、卷一八、関市



市舶、第三〇一―三七頁。

- ④ 文書に字号をつけることは、南宋時代の紹興三年（一一三三）までさかのほることができる（『建炎以來系年要録』、紹興三年六月乙酉、光緒五年刊本、第一b―1a頁）。

- ⑤ 『戊子入明記』。湯谷稔『日明勘合貿易史料』、第二〇六―二〇七頁より。

- ⑥ 中国第一歴史檔案館所蔵都察院發給張純熙執照、順治二年六月二九日。

台北の中央研究院歴史語言研究所から公開された清代勘合は四七点ある（二〇〇〇年四月―五日確認）。その一例として、[http://nlb.ihp.sinica.edu.tw/finai/index\\_d.htm](http://nlb.ihp.sinica.edu.tw/finai/index_d.htm) で公開された順治九年一月一日付けの都察院差試監察御史米襄前去江西巡按勘合を参照していただきたい。しかし、オンラインの画像は鮮明でないで、その勘合の内容、特に「批」や「字号」の部分は確認できない。なお、この勘合について、徐炳憲『清代知縣職掌研究』（台北、東呉大学、一九七四年）をあわせて参照していただきたい（二〇九頁）。

近年、鄭樑生は、清代勘合を利用し、自分の旧見解を訂正している。鄭樑生「再論明代勘合」、『淡江史學』、第一〇卷、一九九九年六月、第一―一八頁。

- ⑦ 『万歴大明会典』、卷七九、礼部三七、印信、第二二五六頁。

- ⑧ 中国第一歴史檔案館所蔵戸部差官赴任勘合、順治一〇年一〇月二七日・戸部差官赴任勘合、乾隆三〇四年五月日・戸部差官赴任勘合、康熙三二年二月一日。

台湾中央研究院歴史語言研究所蔵内閣大庫檔案、都察院差試監察御史米襄前去江西巡按勘合、順治九年一月一日。しかし、台湾所蔵清代勘合にある四つの字号について、オンラインの画像が不鮮明なので、残念ながら「字」と「号」の確認はできていない。

- ⑨ 清代の都察院の官印は、「方三寸三分」、つまり縦横一〇・五六cmのものである。『光緒大清会典』（台北、新文豊出版公司、一九七六年、卷三四、礼部、鑄印局、第三四七頁）。

- ⑩ 台湾中央研究院歴史語言研究所蔵内閣大庫檔案、都察院差試監察御史米襄前去江西巡按勘合、順治九年一月一日。

- ⑪ 中国第一歴史檔案館所蔵戸部差官赴任勘合、康熙三二年二月一日・戸部差官赴任勘合、乾隆三四年五月日。

- ⑫ 『駅程録』。湯谷稔『日明勘合貿易史料』、第四七三―四七四頁より。

- ⑬ 清代勘合の折り目は、携行する際に折り畳んだことを示すものである。これまで勘合箱に基づいて勘合の大きさや推定する問題点の一つは、勘合の折り畳む可能性は除外されたところにある。

#### 四、字号の付け方

田中健夫氏は、一枚の勘合に字号が二つあるということに注目して、勘合字号の付け方について、独自に推定している。しかし、彼が推定した勘合の作成方法には、いくつかの問題がある。①ここで指摘させていただきたい。

田中健夫氏による勘合作成方法の推測によると、勘合料紙Aは開いて、そのうえに勘合底簿料紙Bを置いて、料紙Aと料紙Bとの合わせ目に「本字 号」の硃印を押し、印の「本字 号」の印影の字間に料紙Aと料紙Bの双方にかかるように「壹」の字を墨書で書き加える。（図4）

田中健夫氏の推測は以上であるが、これは中国伝統の文書字号のつけ方に対する誤解にもとづいたのであると考えられる。  
 すでに述べたように、中国伝統の文書字号は、文書の種類や順番を示すより、文書の偽造を防ぐ役割の方が大きい。「字」とは、類目を示すもので、千字文を使用するのが一番多いが、日明間の場合は「日」や「本」が使われている。「号」とは連番を示すものである。

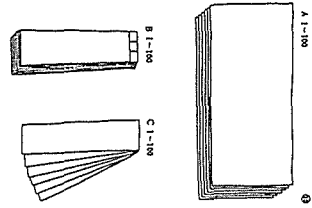
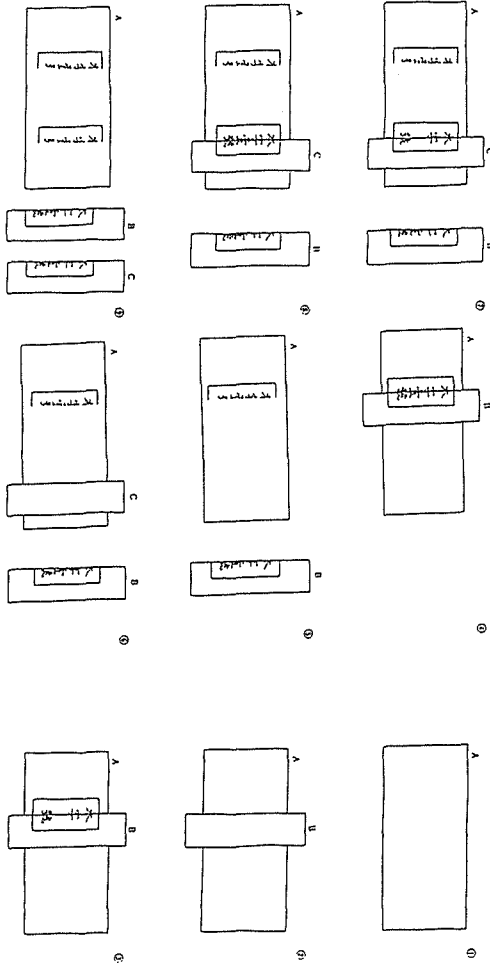


図4 田中健夫氏が推定した勘合字号の付け方

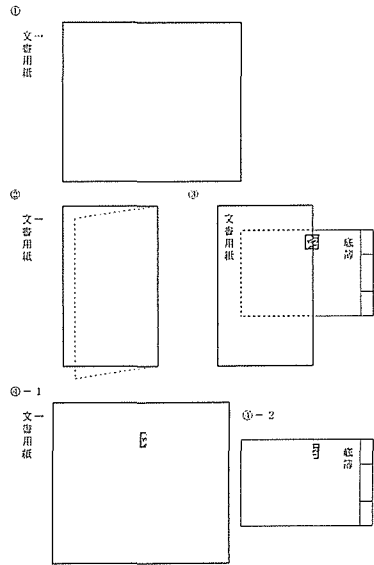


文書に字号をつける手順は、以下のとおりである。(図5)

①文書用紙を用意する。(ここで①は、図5の①のことで、以下も)。  
 ②用紙の字号をつけたいところを中央部でひとつ折る。

③その折った文書を底簿の上におき、文書と底簿との双方にかかるように草書体や行書体の字号を書いて(なお、書いた字号をさらに○にした場合もある)、その上に発行官庁の官印を押す。

図5 字号の付け方



④文書用紙と底簿を離す。こうして、文書には字号の左半分を残して(④-1)、底簿には字号の右半分を残す(④-2)。

字号をもうひとつつきたい場合は、上述した手順にしたがって、文書のもう一カ所を中央部で折って、その折った文書を別の底簿の上におき、両者にかかるように字号を書いて、官印を押すのである。

清代勘合の实例によれば、二つの字号は必ずしも「勘合料紙印形」のような左右だけでなく、上下に位置するものもある。ちなみに、文書での字号の位置と字号の大きさについて、図2と図3の写真で示されているので、説明を省略する。

底簿の綴じ方について、田中健夫氏は、「大冊」と「扇」と、つまり堅半な製本と簡易製本との二つの綴じ方(図4、⑩B-1-100とC-1-100)を示している。勘合底簿のような重要な文書は、簡易製本のように綴じられるはずがない。しかも、ここでの「扇」は、単なる冊本の数量を数える助数詞である。

① 田中健夫「勘合」の称呼と形態。

② 雷栄広・姚楽野「清代文書網要」、成都、四川大学出版社、一九九〇年、第一〇七—一〇九頁。

## むすびに

以上、明代の勘合制度は宋元時代の「公憑」や「公驗」制度を継承し発展させたことを説明し、明代勘合の後継者である清代勘合に基づいて勘合の様式を分析した。最後に、日明間に使われた勘合の形状はいつたどのようなものであるか、という従来の疑問に対し、実物が見つからない限り、具体的な説明は不可能であるといつてよい。ここで、勘合を構成する諸要素について、あえて私見を述べて、むすびとさせていただきます。

1、まず、勘合の大きさである。清代勘合のようなかなり大きなものである。

2、勘合のチェックは二回する(本字勘合の場合は、寧波と北

京で)から、それに対応して、勘合の半印字号も二つつけている。字号は、勘合と底簿との双方にかかるように書くものであり、その上に発行官庁の官印が押される。したがって、「硃墨字号」の

半は、使用する前に、聖旨や礼部の規定にしたがって、関係事項を「填」、つまり記入する部分である。勘合の裏面は原則として使用しない。

「硃」は、官印のことで、「墨」は墨書した字号である。

4、勘合の字号と発行年月のところに、発行官庁にあたる礼部の官印を押す。

(天理大学非常勤講師

)